

## お支払する保険金～充実補償で安心です～

保険金の種類*1	お支払い限度額<1被保険者あたり>
争訟費用および 法律上の損害賠償金(合算)	1請求・保険期間中の支払限度額…………… <b>1億円</b> うち人格権侵害*2 …………… <b>5,000万円</b>
初期対応費用 <span style="color:red">訴訟前も 対応します</span>	<b>300万円</b> (1事故の支払限度額)
対人事故の見舞費用 (上記初期対応費用の一部として支払います。)	被害者1名あたり <b>10万円</b> *3 限度
訴訟対応費用	<b>300万円</b> (1請求の支払限度額)

\*1 保険金は次のいずれかの請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して支払います。それぞれの請求について支払われる保険金の範囲は「教職員賠償責任保険の内容」をご覧ください。①損害賠償請求 ②不当利得返還請求 ③住民訴訟による提訴請求  
\*2 教職員業務の遂行に伴う不当行為(不当な身体の拘束、口頭または文書もしくは図画等による表示)によって発生した他人の自由・名誉またはプライバシーの侵害をいいます。  
\*3 ただし、1事故において被害者1名につき3万円を超える場合は、引受保険会社の事前の同意を得たものに限りま。

## 安心の期間

**初年度の補償開始日より前に行った行為に起因する請求も  
遡及期間無制限で補償します\*。**

\*保険期間の初日より前になされていた請求および請求されるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合は補償対象外です。

**退職後5年以内に請求された時も補償します。**

教職員等でなくなった場合でも保険期間末日から5年間は補償の対象となります。  
\*ただし、保険期間末日までに保険契約から脱退された場合を除きます。

初年度契約の加入日

退職した年度の契約の末日

先行行為補償(遡及期間は無制限)

保険加入期間

退職後補償(5年間)

\*保険期間の初日より前になされていた請求および請求されるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合は補償対象外です。

**保険期間 2018年4月1日午後4時～2019年4月1日午後4時**

**年間保険料 6,300円**(4月の給与から控除させていただきます。再任用・再雇用非常勤・時間講師の方は、郵便払込票での払込となります。)

**加入対象者 東京都採用の小・中学校に勤務する①～③までの方**  
①学校教育法に規定する校長および教員(特別支援教室専門員を含む)  
②学校事務職員 ③学校栄養職員

**加入方法 加入依頼書に必要事項をご記入の上ご返送ください。(締切日2018年2月20日)**

○現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。  
○この保険は東京都教職員組合を保険契約者、加入された教職員等の皆様を被保険者、東京海上日動火災保険株式会社を引受保険会社とする教職員賠償責任保険(専門的業務賠償責任保険普通保険約款+教職員特約条項+初期対応・訴訟対応費用担保特約条項(教職員特約条項用)+初期対応費用の定義に関する修正特約条項+人格権侵害支払限度額設定特約条項+修正被保険者に関する特約条項+保険料に関する規定の変更特約条項)の団体契約です。  
○上記の年間保険料6,300円は、ご加入者が4,000名を下回った場合には保険料の引き上げ等の変更をさせていただきますので予めご了承ください。

東京都教職員組合・都教組共済

**☎03-3234-8132** 専用

〒102-0084 千代田区二番町12-1エデュカス東京4F  
受付時間・平日10:00～17:30

取扱代理店:桜保険事務所

**☎042-467-4152**

〒188-0011 東京都西東京市田無町3-2-17  
【FAX】042-461-0366 【E-mail】dengon@sakura-hoken.co.jp  
受付時間・月～土 9:00～18:00(休業日・日、祝日、12/31～1/3)

東京都小・中学校教職員の皆様へ

# 教職員 賠償責任保険

専門的業務賠償責任保険  
普通保険約款

+

教職員  
特約条項

+

初期対応・訴訟対応費用担保特約条項  
(教職員特約条項用)等

教職員と  
子どもの  
ために

訴訟にいたらない小さなトラブルから相談OK!  
現場から生まれたたよりになる保険



プライバシー厳守!

個々の事故の内容は、責任を持って  
東京海上日動・桜保険が管理します。

安心ブランド  
東京海上  
グループ

募集期間…2018年1月15日～2月20日

保険期間…2018年4月1日午後4時～2019年4月1日午後4時



[引]受保険会社]

東京海上日動



東京都教職員組合  
都教組共済



[取扱代理店]

桜保険事務所



# 4つの安心ポイント

多忙な教育現場で子どもたちのために頑張る毎日—その中で、誠心誠意仕事をしていても、予期せぬトラブルに巻き込まれることもあります。

教職員本人だけでなく、トラブルにまつわる子どもたちや保護者を守るために現場から生まれた保険です。

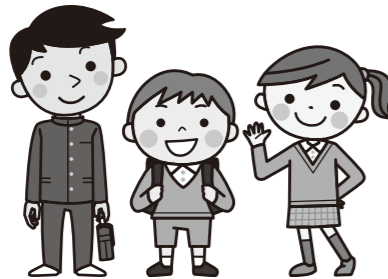
教職員の皆様に全力で教育活動に専念していただくために今、必要とされている保険です。



## 安心1 訴訟前も対応

訴訟に至らない損害賠償請求にも対応。小さな事故でも相談に乗ります。あなたを孤立させません。

訴訟に至る前でも、損害賠償請求を受けたため、示談等裁判外解決手段にて解決したということであれば、その際の弁護士相談費用や着手金等は補償の対象となります。(弁護士相談に先立ち、保険会社の承諾が必要になります。)



## 安心2 故意の場合について

被保険者の故意の有無を基準に有無責を判断しておりません。

教職員の教育活動は一定の意図を持って行われるため、通常の損害保険のように「被保険者の故意」という免責条項がありません。

例えば、生徒が部活動に付随してケガをする可能性については理解していましたが、生徒の技術向上のため少し部活で無理をさせたケースのように、過失と故意の判断が困難であるケースにも対応ができるよう、故意を基準に有無責を判断していません\*1。

\*1 保険金のお支払いについては、他の免責事項に該当しないことが前提です。「公序良俗に反する行為」「犯罪行為」「法令に違反することを認識しながら行った行為」等は免責となります。

## 安心3 管理財物の損壊について

使用または管理する他人の財物の損壊を免責としておりません\*2。

教職員等業務の遂行にあたって、使用または管理する他人の財物を損壊したことにつき、教職員個人に対して損害賠償請求がなされたのであれば、その際の争訟費用が対象となります。また結果として教職員個人に「重過失」等があり責任が認められた場合には法律上の損害賠償金が補償の対象となります。ただし、次の財物の所有、使用または管理に起因する事故は、補償対象外となります。

- ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
- イ. 施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)または動物

\*2 保険金のお支払いについては、あくまで「重過失」等によって教職員個人に賠償責任が認められた場合のみが補償の対象です。(単に学校の備品などを損壊した場合の修復費用を補償するものではありません。)また、保険金のお支払いについては、他の免責条項に該当しないことが前提です。

## 安心4 遡及期間は無制限

加入初年度の補償開始日より前に行った行為に起因する請求も遡及期間無制限で補償します\*3。

\*3 保険期間の初日より前になされていた請求および請求されるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合は補償対象外です。

### 保険金をお支払いできない主な場合

以下は、記載の一部です。詳細は添付資料「教職員賠償責任保険の内容」や保険約款をご参照ください。

- 公序良俗に反する行為
- 犯罪行為(過失犯を除きます。)
- 法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為
- ※教職員自身による体罰やセクハラ等は公序良俗違反または犯罪行為に該当するものと考えられます。公序良俗違反・犯罪行為があると認められた場合は、免責に該当し、補償の対象外となります。
- 医療行為等法令により特定の有資格者以外行うことが禁じられている所定の行為に起因する請求
- 自動車・動物の所有、使用または管理
- 保険期間の初日において、被保険者に対する請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮

## Q1 教職員賠償責任保険とは?

保険加入者(被保険者)が、教職員としての業務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して、損害賠償請求がなされたこと等により教職員個人が負担する損害に対して保険金をお支払いするものです。



## Q2 国家賠償法との関係は?

- 国家賠償法に基づき国や公共団体が損害賠償金を支払う場合でも、教職員に故意・重過失がある場合は求償請求を受け、教職員個人が損害賠償金を負担する場合があります。その場合の損害賠償金をお支払いします。
- 教職員に故意・重過失がない場合でも被害者の方が民法に基づき教職員個人に損害賠償を請求する場合があります。その際には、弁護士に相談するなど争訟費用を負担することになります。その場合の争訟費用をお支払いします。

## Q3 故意も過失も補償範囲?

- 教育活動は、一定の意思を持って行われるため故意か過失かの判断が困難なケースも起こりえます。

本保険は故意の有無を有無責の判断基準にしないことよって、このようなケースにも対応できるようにしております。

本保険の適用範囲を表にすると下表の通りとなります。

○=保険適用

損害の形態	教職員の行為		
	過失	重過失	故意
損害賠償金	(注1)	○	(注2)
争訟費適用	○	○	(注2)

(注1) 国家賠償法では故意・重過失以外では教職員個人が求償される事はありませんが、万一個人にも法律上の賠償責任が発生する場合には補償されます。

- 過失=故意ではなく不注意・怠慢などのためにおかした失敗。
- 重過失=単なる過失ではなく重大な過失。民法上は善良な管理者の注意義務を著しく欠くこと。刑法上は、普通人の払うべき注意義務を著しく欠くこと。

(注2) 故意については教職員の教育活動は意図を持って行われることが一般的でもあり、通常の損害保険では免責となっている「被保険者の故意」の有無を基準に有無責を判断しておりません。

※保険金のお支払いについては、他の免責条項に該当しないことが前提です。「公序良俗に反する行為」「犯罪行為」「法令に違反することを認識しながら行った行為」等は免責となります。

### 事故が発生した場合のお手続きなど

- 万一事故にあわれたら、桜保険事務所にご連絡下さい。遅滞なくご連絡をいただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- 事故のご連絡をいただいた場合は、桜保険事務所または東京海上日動より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類など)に関してご案内いたします。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず桜保険事務所東京海上日動と相談しながらおすすめてください。(桜保険事務所・東京海上日動は示談交渉はできません。)

## Q4 どのような時に保険が適用されるの?

### クラブ活動の練習中に死亡した児童の親族が…

顧問の教員に指導上の過失があったとして教員個人に損害賠償請求訴訟が提起された。最終的には教員の責任は認められなかったが弁護士報酬が発生した。

### 生徒の個人情報を知って開示し…

プライバシーの侵害として開示を行った先生個人に対して損害賠償請求が提起された。

### いじめが原因と思われる自殺をした生徒の親が…

先生が見て見ないフリをしたと先生個人に対して損害賠償請求を提起された。

### 不登校になったのは、先生の言葉が厳しかったため…

と言って、人格権侵害として先生個人に対して損害賠償請求が提起された。実際の発言には問題はなく、損害賠償は発生しなかったが、争訟費用がかかった。なお、発言が公序良俗に反すると認められた場合等は免責です。

### 生徒から取り上げた携帯電話を…

学校の規則では生徒から没収したものは、即時に職員室の決められた場所に保管することになっており、そのことを充分認識していたにもかかわらずそのまま持ち帰ってしまい、帰宅途中の飲食店で泥酔し転倒した拍子にその携帯電話を損壊した。

その結果賠償請求を受けたが、行政からは「重過失」として教職員個人が負担するよう言われた。保険会社に報告、その結果も「重過失」として個人の法律上の損害賠償責任が認定された。

※上記は想定事案です。免責に該当する事案があった場合は適用されないケースもございます。